

平成20年度決算に基づく健全化判断比率等

〔健全化判断比率〕

市町村名	実質赤字 比率	〔早期健全化 基準〕	連結実質 赤字比率	〔早期健全化 基準〕	実質公債費 比率	将来負担 比率
大 阪 市	-	(11.25)	-	(16.25)	10.7	245.7
堺 市	-	(11.25)	-	(16.25)	6.9	81.1
岸 和 田 市	-	(11.46)	-	(16.46)	13.4	183.4
豊 中 市	-	(11.25)	-	(16.25)	11.5	115.7
池 田 市	-	(12.52)	-	(17.52)	8.0	139.9
吹 田 市	-	(11.25)	-	(16.25)	2.1	-
泉 大 津 市	-	(12.73)	12.10	(17.73)	17.3	245.4
高 槻 市	-	(11.25)	-	(16.25)	0.9	-
貝 塚 市	-	(12.68)	-	(17.68)	12.4	150.1
守 口 市	2.96	(11.86)	11.71	(16.86)	6.4	144.0
枚 方 市	-	(11.25)	-	(16.25)	2.0	41.8
茨 木 市	-	(11.27)	-	(16.27)	0.8	16.3
八 尾 市	-	(11.25)	-	(16.25)	6.8	82.6
泉 佐 野 市	-	(12.44)	26.42	(17.44)	18.4	393.5
富 田 林 市	-	(12.35)	-	(17.35)	2.9	5.1
寝 屋 川 市	-	(11.41)	-	(16.41)	4.6	53.6
河 内 長 野 市	-	(12.42)	-	(17.42)	7.2	32.2
松 原 市	-	(12.22)	8.09	(17.22)	6.9	125.8
大 東 市	-	(12.29)	-	(17.29)	4.4	48.0
和 泉 市	-	(11.75)	-	(16.75)	7.1	79.5
箕 面 市	-	(12.13)	-	(17.13)	7.1	-
柏 原 市	-	(12.84)	1.78	(17.84)	7.0	117.6
羽 曳 野 市	-	(12.29)	-	(17.29)	8.5	163.4
門 真 市	-	(12.00)	14.78	(17.00)	7.0	91.4
摂 津 市	-	(12.33)	-	(17.33)	8.9	15.4
高 石 市	-	(12.98)	-	(17.98)	14.8	300.4
藤 井 寺 市	1.46	(13.00)	-	(18.00)	7.0	71.0
東 大 阪 市	-	(11.25)	-	(16.25)	8.0	93.7
泉 南 市	-	(13.03)	-	(18.03)	11.6	205.5
四 條 畷 市	-	(13.21)	-	(18.21)	10.8	137.4
交 野 市	-	(12.91)	-	(17.91)	15.5	323.6
大 阪 狭 山 市	-	(13.20)	-	(18.20)	11.3	60.7
阪 南 市	-	(13.34)	2.52	(18.34)	9.2	74.3
島 本 町	-	(14.53)	-	(19.53)	13.5	50.1
豊 能 町	-	(15.00)	-	(20.00)	4.9	98.1
能 勢 町	-	(15.00)	-	(20.00)	7.9	51.9
忠 岡 町	6.87	(15.00)	10.18	(20.00)	12.9	235.9
熊 取 町	-	(13.92)	-	(18.92)	10.9	84.7
田 尻 町	-	(15.00)	-	(20.00)	14.6	86.0
岬 町	-	(15.00)	-	(20.00)	19.5	209.0
太 子 町	-	(15.00)	-	(20.00)	18.6	120.5
河 南 町	-	(15.00)	-	(20.00)	15.8	72.0
千 早 赤 阪 村	-	(15.00)	-	(20.00)	17.3	156.8
※ 都 市 計	-		-		6.7	80.3
町 村 計	-		-		12.9	109.9
※ 市 町 村 計	-		-		7.0	81.6
府 計	-		-		8.4	143.3

※政令市を除く

実質公債費比率及び将来負担比率における計は、加重平均である。

・実質赤字比率（早期健全化基準）11.25%～15%（財政再生基準）20%

・連結実質赤字比率（早期健全化基準）16.25%～20%（財政再生基準）H20、21決算40% H22決算35% H23決算以降30%

・実質公債費比率（早期健全化基準）25%（財政再生基準）35%

・将来負担比率（早期健全化基準）350% 政令市は400%

〔資金不足比率〕

(単位：%)

特別会計(事業)名	上水道
大阪市	-
堺市	-
岸和田市	-
豊中市	-
池田市	-
吹田市	-
泉大津市	-
高槻市	-
貝塚市	-
守口市	-
枚方市	-
茨木市	-
八尾市	-
泉佐野市	-
富田林市	-
寝屋川市	-
河内長野市	-
松原市	-
大東市	-
和泉市	-
箕面市	-
柏原市	-
羽曳野市	-
門真市	-
摂津市	-
高石市	-
藤井寺市	-
東大阪市	-
泉南市	-
四條畷市	-
交野市	-
大阪狭山市	-
阪南市	-
島本町	-
豊能町	-
能勢町	-
忠岡町	-
熊取町	-
田尻町	-
岬町	-
太子町	-
河内町	-
千早赤阪村	-
泉北水道企業団	-

特別会計(事業)名	工業用水道
大阪市	-

特別会計(事業)名	簡易水道
河内町	-

特別会計(事業)名	下水道
大阪市	-
堺市	-
岸和田市	-
豊中市	-
池田市	-
吹田市	-
泉大津市	-
高槻市	-
貝塚市	-
守口市	-
枚方市	-
茨木市	-
八尾市	-
泉佐野市	-
富田林市	-
寝屋川市	-
河内長野市	-
松原市	-
大東市	-
和泉市	-
箕面市	-
柏原市	-
羽曳野市	-
門真市	-
摂津市	-
高石市	-
藤井寺市	1.7
東大阪市	-
泉南市	-
四條畷市	-
交野市	-
大阪狭山市	-
阪南市	-
島本町	-
豊能町	-
能勢町	-
忠岡町	0.2
熊取町	-
田尻町	-
岬町	-
太子町	-
河内町	-
千早赤阪村	-
泉北環境整備施設組合	-

特別会計(事業)名	病院
大阪市	8.8
堺市	14.8
岸和田市	-
豊中市	-
池田市	4.2
吹田市	-
泉大津市	-
貝塚市	5.1
枚方市	-
八尾市	-
泉佐野市	2.1
松原市	90.8
和泉市	14.7
箕面市	-
柏原市	5.2
藤井寺市	-
東大阪市	-
阪南市	-

特別会計(事業)名	宅地造成
大阪市	-
泉大津市	-
枚方市	-
泉佐野市	918.6
和泉市	-
箕面市	-
岬町	-

特別会計(事業)名	交通
大阪市	6.0
高槻市	-

特別会計(事業)名	市場
大阪市	198.7

特別会計(事業)名	と畜場
羽曳野市	-
貝塚市	-

特別会計(事業)名	電気
堺市	-
泉北環境整備施設組合	-

特別会計(事業)名	観光
千早赤阪村	-

※【下水道事業】豊能町(上段)公共下水道事業(下段)個別排水処理事業、能勢町(上段)公共下水道事業(下段)農業集落排水事業、岬町(上段)公共下水道事業(下段)漁業集落排水事業
 ※【宅地造成事業】大阪市(上段)港営事業(下段)市街地再開発事業
 ※【交通事業】大阪市(上段)自動車運送事業(下段)高速鉄道事業
 ※【市場事業】大阪市(上段)中央卸売市場事業(下段)食肉市場事業
 ※資金不足額がない場合は、「-」と表示しています。